

坂本茂雄 県政かわら版

2010年
春号
NO. 29

<坂本茂雄県議会だより>
高知市丸ノ内1-2-20
県議会内民主党・県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

2月定例県議会

2010年度 積極予算

実行・効果検証を県民目線で

「挑戦の年」に求められる財政運営への配慮

県議会2月定例会は、2010年度一般会計当初予算案4282億2700万円など執行部提出議案をはじめ県が提出した議案68件を可決、同意して閉会しました。

2010年度予算は尾崎県政のもとで「挑戦の年」と位置付けられ、2年連続の増額となった積極型予算であり、今年度は特に「産業振興計画の加速化、教育振興、日本一の健康長寿県づくり」という大きな3つの課題に果敢に挑戦していく予算であるとしています。2010年度は「挑戦」だけではなく「成果」を示すべき年だとも言われますが、成果を期待する余り、慎重さを欠いて禍根を残すことのないような事業の練り上げも必要であります。

2009年度予算は5089億円と度重なる大型補正で6年ぶりに予算ベースで5000億円を超す中、2011年度で多くの基金事業が終了することが予定されており、国も地方も税収の大幅な伸びが期待されない中、果敢に挑戦する裏打ちとしての安定した財政運営にも配慮が求められることとなります。

ネット事業の予算は執行凍結

2010年度一般会計当初予算案に9782万円（債務負担行為を含む）を計上した、インターネットを活用したビジネスモデル構築事業について、その効果への疑問から「事業の実現可能性と妥当性の理解が得られるまでの間は当該事業予算の執行を凍結するよう」意見が付けられました。このことから、「基金事業バブル」による実効性の薄い事業化の弊害などについては、十分な検証を行いつつ、今後の予算執行に注視していく必要があります。

議員報酬は減額条例と自主削減

費用弁償は引き続き供託

2008年度から議長5万円、副議長4万円、議員3万円としている月額報酬の自主削減を、10年度は議長3万円、副議長2万円、議員1万円と緩和する特例条例を定めました。しかし、報酬月額が執行部提案の条例による1万円の減額とあわせて、2009年度減額分の2割ほどの還元にとどまります。

また、坂本議員は、制度の見直しができるまでの間、供託してきた費用弁償については、引き続き供託していくこととしていきます。この3年間で支払われてきた費用弁償を受領せず供託してきた金額は合計で、101.8万円となりました。

4月から所属する会派は

「民主党・県民クラブ」へ

昨年の歴史的な政権交代によって、旧政権ではなしえなかった地域主権や国民の生活が第一を標榜する現政権の考え方や政策に近い議員の参加する会派として、これまでの会派名「県民クラブ」を変更し、今まで西風会派に所属されていた沖本年男議員（無所属、宿毛市・大月町・三原村区）も参加し、「民主党・県民クラブ」となりました。県民のみなさんからすれば、不十分な点の多い会派かもしれませんが、ご指導・ご鞭撻頂きながら、6名の議員が力を合わせ頑張りたいと思います。

また、坂本議員は今年度は議会運営委員会、総務委員会に所属しています。

第32回県政意見交換会

- とき 6月6日（日）
午後4時～
- ところ 高知市南宝永町4-2
高知プリンスホテル

お誘い合わせのうえ
ご来場下さい

坂本議員の質疑からみる県の姿勢

① 知事が、県政を進めていく上で一番守りたいものは何か。

子育てに、教育改革に、産業振興計画の推進にと県民が、将来に希望の持てる県づくりに向けて、努力を重ねたい。

② 地域の「支え合いの力」をどう蓄積し、どう発揮させるのか。

極めて重要な課題で、地域の支え合いの力をあえて意図的につくり出すような仕組みを果敢に講じていくことが重要。地域が支え合いの力を最大限に発揮していくためにも、地域に存在する資源を含めて、持てる力を最大限に活用し、地域を支える人材育成を図る。地域の支え合いの力を意識した政策展開を図る。

③ 行革プランと県庁組織のあり方について

職員数を削減した結果、県民生活向上や県政浮揚に向けたアウトカム重視の姿勢に立ってなかった場合が、少なからずあったのではないかと反省がある。

これまでの行革プランのもとでは、数値目標を掲げて強力にアウトソーシングを進めた中で、一部の業務を直営に戻さざるを得なかったという事態も生じた反省も踏まえ、今後業務を外部に委託する場合には、個別に十分検討して進める。

いたずらに価格競争を生み出す仕組みでなく、極端な低入札の防止に努め、受注者任せでなく、適時状況を点検し、業務の質を確保していく。

また、新しい行革プランでは、試験研究機関は、将来の体制のあり方を検討し、技能職員が意欲的に業務に取り組んでいくようにしたい。

さらに、業務改善に向けた現場の職員の声を生かす仕組みを整備し、県職員が誠意を持って県民の声に耳を傾け、対話する姿勢で仕事を着実に推進するよう努めたい。

④ 東西軸活性化プラン・はりまや町一宮線などまちづくりについて

●東西軸活性化プランについて
短期間で県市が、たたき台をつくり、提示するという手法を用いた理由として、①龍馬伝の追い風が吹いている今を好機として、長年の課題であった中心市街地の活性化に弾みをつける。②従来より、はりまや橋周辺活性化協議会など民間の方々から意見の出ている論点を土台として、たたき台をつくる手法をとった。

今回、策定したものを固定化して進めるのではなく、民間の有識者等による検討会を継続しながら、より検討を深め、プランの内容をバージョンアップしたい。長年の課題である中心市街地の活性化を進めていくために一石を投じたもの。

プランの事業マップ

歴史	食	文化	その他
高知城 1 新たな歴史系資料館の建設 2 高知城内の樹木の剪定 3 高知城内や周辺の案内板等のリニューアル 4 観光バスの乗降できるスペース(追手筋)の確保 5 丸ノ内緑地等の周辺にお城を眺め、憩える空間の整備 6 藤並公園へのインフォメーションセンターの整備 7 周辺の史跡や文学館等の知名度アップ 土佐の偉人 14 維新ロードの整備 15 高知の偉人に因んだイベントの展開	はりまや橋 8 はりまや橋のライトアップ 9 はりまや橋の説明版と歌碑の設置 10 南国土佐を後にして歌碑の建立 11 からくり時計のオーバーホール 12 はりまや橋地下道の有効活用 13 はりまや橋の東西ラインの良好な景観の形成 坂本龍馬 16 坂本龍馬の言葉プロジェクト 17 坂本龍馬のレリーフの設置	日曜市 18 学生サポーター事業 19 日曜市紹介ガイドブック 20 日曜市空きコマの活用 21 トイレのリニューアル 22 トイレ協力店の促進 よさこい祭り 25 よさこい祭りに関する情報を発信するスポットの整備 26 よさこい節の歌碑の建立 27 鳴子のフェニックス設置 28 はりまや橋公園、地下道に踊り子の隊列を掲げた壁面を設置 29 中央公園ステージを利用した定期的よさこい演舞の実施 30 商店街でのよさこいPTの立上げ まんが文化 34 まんが甲子園の殿堂づくり 35 まんが甲子園の充実 36 まんがの充実 37 まんがロードの整備 38 まんがクラブの大量製作 39 大量のまんがキャラクター着ぐるみ回遊イベント 40 はりまや橋観光バスターミナルのまんがでの装飾 41 まんが文化推進プロジェクトチームの立ち上げ	県産品販売 51 県内物産の販売拠点の整備 52 おかみさん市などの産直市の活性化 土佐の食文化、土佐の食のうまさ 53 ひろめ市場のPR 54 土佐のおしゃくのPR 55 B級グルメ提供店マップづくり 56 高知うまいものマップづくり 57 かつおのタタキ薫焼き認定店 まち歩き 60 ガイド付きまち歩き観光の新コースの設定 ビューポイント 61 ビューポイント(眺望点)の設置 景観 62 風情のある景観・環境づくり 芸術・文化活動の場 63 文化・芸術活動の場の情報発信 美化活動 64 清掃美化活動の推進 温泉 65 はりまや橋公園等への足湯の設置

●はりまや町一宮線の今後について

追手筋弥生町線から南側の区間について、平成22年度末には、高知市が町づくりの方向性を示す総合計画を策定するので、県が行う交通量調査や自然環境の復元結果についても、県民に示し、総合的に判断する。

●「自転車・歩行者の快適な空間形成事業」について

町歩きによる東西軸エリアの活性化のため、歩行者や自転車、安全かつ快適に通行できる空間を確保する必要があり、

環境面や健康面といった視点も町づくりのあり方を検討していく際には、重要である。

県下の自転車道網の整備については、国道や県道などの自転車歩行者道や河川の堤防を利用するなど、工夫しながら、全体的なネットワーク化に向けて、一歩進めたい。

⑤「日本一の健康長寿県構想」について

進捗状況は、この構想全体も含め、検証する。専門的見地からの検証結果などは、構想に掲げられた取り組み課題や重点施策にも反映させる。構想を進める際、県民や市町村、関係機関等の意見なども取り入れたい。検証結果も踏まえて、P D C Aサイクルの視点で構想を点検し、実効性のあるものとなるよう、毎年度、必要な改訂を行う。検証結果や改訂した構想は、構想全体と個別計画との関連性がわかるような形で示す。

⑥安全・安心な出産環境づくりについて

助産師外来は、産科医療施設が不足している現状では、医療圏毎の開設は難しい。高知赤十字病院に続いて、国立高知病院が開設を予定している。助産師外来を開設される場合は、研修等への支援や施設や設備等に対する支援も行っていく。なお、県内での助産師養成が軌道に乗るまでの間は、平成20年度に創設した助

産師緊急確保奨学金を活用しながら、これまでと同程度の県内就業者数の確保に努めたい。

医療機関が集中している中央医療圏域においてさえ、医師不足の問題は深刻であり、医療圏域ごとに分娩の十分な環境を整えることは、きわめてハードルが高いが、県内の出産環境の維持に一生懸命取り組む。

⑦自殺予防対策について

「いのちの電話」の24時間相談を実施するためには、相談員養成研修の定員を拡大し、広報活動の充実、相談員の方々の活動支援のための相談技術の向上や相談環境の整備などが課題である。平成21年の自殺者に関する市町村等の地域別のデータなどをもとに県警察とも連携を密にして、地域的な課題を明らかにし、高知県自殺対策連絡協議会において、地域ごとの具体的な自殺予防対策について、協議、検討していきたい。

⑧雇用・生活相談のワンストップサービスの評価と常設について

ワンストップ・サービス・デイは、県、高知市、社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会などが協力して、昨年3日間開催し、合計118人の方々が利用。その相談内容は、生活福祉資金関係が45件、住まいや住宅手当関係が24件、生活保護関係が23件。この取り組みで、仕事が見つかるとはなかったが、住居や生活

等については、円滑に対応ができたことなど一定の成果があった。

また、ワンストップ・サービス窓口の恒常的な開設は、各県で、労働局を主体に、地元自治体も参加して設置する「生活福祉就労支援協議会」の中で、開催場所や参加する機関、周知方法など検討したい。

⑨地震対策としてBCPP策定の支援方法について

来年度は、建設業を始めとする、事業者や業界団体、有識者などで、BCPP（事業継続計画）の作成を推進するための協議会を設置し、簡易な作成マニュアルの取りまとめや個別の勉強会等を行い、BCPP作成が進むよう積極的に支援していく。

⑩「南海地震長期浸水対策検討会」について

次の南海地震でも前回同様か、これを上回る長期の浸水を想定しなければならぬ。この地域には、約15万人の方々が居住し、中核となる企業や機関も多く存在するため、影響を受ける範囲にある住宅や企業、病院等の状況を把握し、浸水の復旧に必要な排水能力の把握など、基礎資料の収集を行う。学識経験者や国の防災関係機関の協力を得ながら、検討会を開催し、課題を整理し、対応方針を決めたい。この対応方針のもと、その後の検討スケジュールを決め、早期の

対応に努めたい。

⑪消防広域化の計画の問題点と今後の協議の姿勢について

各ブロック共通の課題として、災害の通報受信、出動の指令、情報収集などを支援し、通信指令システムや財務、人事等の行財政システムの導入と維持に関するコストをどのように負担するのか、また、距離の離れている近隣の消防署所との連携、広域化後の消防団との連携や事務の取り扱いをどうするのか等がある。消防サービスは、地域住民にとって、身近で重要な行政サービスであり、地域の課題に配慮しながら、できる限り地域の声に十分耳を傾け、市町村や消防本部と一体となった議論を行い、市町村長の適切な判断が頂けるようにしたい。

⑫インクルーシブ教育と高校入学検査について

県立高校における障がい児の受け入れについて 障がいのある子どもも包括的に学校に受け入れ、教育を行うインクルーシブな教育の推進は、一つの国際的な流れで、今後の高等学校における特別支援教育の充実に向けて、大切な視点であると認識する。高等学校では、生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた弾力的な教育課程を編成することが困難な状況にある。一方、特別支援学校では、将来、社会参加するために必要な自立に向けた職業

教育や社会性を身につけるための教育が行われることから、特別支援学校という教育制度のもと、障がいのある者と障がいのない者が交流、共同学習を積極的に進めつつ、一人一人のニーズにあった教育の実現を図ることが望ましい。

現在の特別支援学校の制度やインクルーシブ教育、それぞれに長所、短所がある中、現在の特別支援学校という教育制度の中で、インクルーシブの理念は取り入れるところは取り入れていく方が望ましい。

●高校選抜入学検査について

入試制度は、本年度入学者選抜から制度を見直したが、生徒、保護者、学校関係者から意見を聞くなどして検証をし、改めるべきことがあれば、改める考えである。

⑬ 高知学芸・上海列車事故の23回忌を迎えるにあたって、遺族の皆さんの意見を踏まえた形で、生徒や遺族の立場に立った事故調査報告書の刊行し直しと、遺族の皆さんと真摯に向き合うことについて

事故報告書は、修学旅行を主催した学校の責任として、謝罪の気持ちを込めてまとめたと聞いているが、その報告書に納得されていない御遺族がいることを伺い、20年余りが経過してもなお苦しみ続けられる遺族の姿に、心が痛む。学校からは、今後とも御遺族との話し合いは続けると聞いているので、その話し合いに

期待する。

御遺族の方々からの御意見を聞く機会があれば、ぜひお話を伺い、御遺族の気持ちは、今後とも機会あるごとに学校に伝えたい。

地震・防災対策に復興の視点を

坂本議員は、南海地震対策については、様々な調査研究を行い、これまでも、粘り強い南海地震対策条例制定の提案が「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」につながってきました。また、05年から、南海地震に備える防災・減災の施策に全力をあげることが当然だが、加えて復旧・復興の在り方についても考えておくべきとの

考えから、「災害復興基本法」制定を最終目標としながら、災害復興の在り方について研究している災害復興制度研究所や日本災害復興学会における調査研究の過程で、さまざまな提言をし、復旧の次のステージとして「復興」が取り入れられてきました。

今定例会において「高知県南海地震対策行動計画」における「災害復興のあり方」についての進捗状況を質問しました。

災害復興のあり方について

阪神・淡路大震災からの15年間は、大規模開発を優先する、創造的復興を推進

したため、被災者の自立と被災地の再生が困難になったと言われている。日本災害復興学会では、災害復興基本法案を取りまとめ、現在、討議が深められているところである。その中で復興の対象を、

「公共の構造物などに限定されるものではなく、被災した人間はもとより、生活、文化、社会経済システム等、被災地域で喪失・損傷した有形無形の全てのものに及ぶ」と定めている。さらに、第5条、地方の自治では、「被災地の地方公共団体は、地方自治の本旨に従い、復興の公的施策について主たる責任を負い、その責務を果たすために必要な諸施策を市民と協働して策定するものとし、国は被災公共団体の自治を尊重し、これを支援・補完する責務を負う」としている。本県

また、現時点では、南海地震は中期的に繰り返してやってくる、津波や高知市の地盤沈下、室戸市や土佐清水市の地盤隆起など、南海地震の災害の高知県での特徴や高知県の社会的な地域の実情を十分に反映した復興をイメージしている。

災害復興の課題で言うところの、高知県にふさわしい復興手法とはどのようなものをイメージしているのか聞く。

【答弁】

復興の事前検討は、南海地震発生後に策定する復興計画について、その課題や進め方の手法など、事前に検討をし、発災後は、速やかに復興計画の策定を行うもの。高知県の復興の形と方向性を考えることは、重要であり、今後十分に議論をしながら検討を進めたい。

災害復興基本法策定に向けての構図 (研究紀要「災害復興研究」第2号より)

- 災害復興における七つの配慮
- (1) 被災地の自決権に配慮せよ
- (2) 復興の個別性に配慮せよ
- (3) 被災者の営生権に配慮せよ
- (4) 法的弱者の救済に配慮せよ
- (5) コミュニティの継続性に配慮せよ
- (6) 一歩後退の復興に配慮せよ
- (7) 多様な復興指標に配慮せよ

- 三つの尊重と十の留意事項
- (1) 被災者の主体性の尊重
 - ①被災者の自立する権利
 - ②被災者の住まいの確保
 - ③被災者の就業や生業の確保
 - ④制度の網にかからない少数者への支援
- (2) 被災地の地域性の反映
 - ⑤地域の文化や習俗の尊重
 - ⑥被災地の生活基盤となるコミュニティの続性
 - ⑦地方自治の強化
- (3) 人間復興を推進する基盤の構築
 - ⑧復興の推進基盤となる制度や財源づくり
 - ⑨進捗状況に応じた段階的な方策
 - ⑩次代の社会づくりにつながる復興指標や仕組み作り